

## 健康寿命の考え方

「健康寿命の算定方法の指針（2012年9月）」（厚労省科研費補助金の研究）では、次の3通りの出し方が示されています。

①「日常生活に制限のない期間の平均」

健康な状態を、日常生活に制限がないことと規定する。国民生活基礎調査の健康票の「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」の設問の回答「ある」を不健康な状態としている。 ※国が公表している数値

②「自分が健康であると自覚している期間の平均」

健康な状態を、自分が健康であると自覚していることと規定する。国民生活基礎調査の健康票の設問「あなたの現在の健康状態はいかがですか」の設問の回答「あまりよくない」「よくない」を不健康な状態としている。

③「日常生活が自立している期間の平均」

健康な状態を、日常生活が自立していることと規定する。**介護保険の要介護2～5**を不健康な状態としている。

※中津川市では、算出可能な上記③により健康寿命を計算しました

		H22①	H27②	差②－①
平均寿命	男	80.43	81.13	0.7 A
	女	86.44	86.91	0.47 B
健康寿命	男	78.87	79.68	0.81 C
	女	83.21	83.74	0.53 D

【算定に使用した中津川市データ(いずれも年齢階級別性別数)】

	H22	H27	備考
人口	H22 国勢調査人口×3	H27 国勢調査人口×3	
死亡数	H21, H22, H23 の合計	H26, H27, H28 の合計	恵那の公衆衛生より
不健康割合の分母	H22 国勢調査人口	H27 国勢調査人口	
不健康割合の分子	要介護2以上者数 2,447件	要介護2以上者数 2,534件	10月1日現在

※男女とも、H22からH27の平均寿命の伸びを上回る健康寿命の伸びでした。

(AとCを比較、BとDを比較する)